公益信託の設定を目的とする「遺言書」の記載事項について（意見照会）

- 本紙は、新しい公益信託制度が開始され、新法下において公益信託の設定を目的とする「遺言書」の記載事項についての整理が必要との意見を踏まえて、公益法人行政担当室において検討・整理したものです。
- 関係各位のご意見等を伺いながら、本紙の内容を反映させた「公益信託認可等ガイドライン」の改訂案を作成し、公益認定等委員会の審議及びパブリックコメントを経てガイドラインを改訂することを予定しています（ガイドラインは、今年度中の改訂を想定して検討を行う予定です。）。
- ついては、本紙についてご意見等があれば、下記フォームよりご回答ください。

 回答フォーム： https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0059.html

 締め切り：令和８年11月6日（金）

 （注）頂いたご意見等に対する個別の回答は行いません。

1．公益信託[1]における信託行為の記載事項について

① 公益信託の設定は、委託者と受託者との間で合意される「契約」又は委託者（遺言者）による「遺言」の方法（以下「信託行為」）によって行うこととされている。

② 信託行為は書面又は電磁的記録で作成する必要があり、その記載事項は法令上の定めがあり、以下のとおり区分されている。

必要的記載事項		相対的記載事項	
内容	根拠条項	内容	根拠条項
公益事務を行うことのみを目的とする旨	法第４条第２項	公益信託の存続期間を定める場合の期間に関する事項	同条第１０号
公益信託の名称	同項第１号	受託者が二人以上ある場合の各受託者の職務に関する事項	同条第１１号
信託管理人となるべき者を指定する定め	同項第２号	公益信託事務の一部を第三者に委託する場合の基準等に関する事項	同条第１２号
帰属権利者となるべき者を指定する定め	同項第３号	合議制の機関を置く場合の機関に関する事項	同条第１３号
委託者及び受託者の氏名及び住所	規則第１条第１号	利益相反行為及び競合行為を行う場合の内容等に関する事項	同条第１４号
公益信託の目的	同条第２号	公益信託報酬を支払う場合の報酬に関する事項	同条第１５号
公益事務を行う区域	同条第３号		
公益事務の内容	同条第４号	その他ガイドラインにて要請される項目	
信託財産の受入れ、運用、支出その他信託財産に関する事項	同条第５号	①次期受託者の選任方法（基準、手続き等）	
受託者の職務に関する事項	同条第６号	②次期信託管理人の選任方法（基準、手続き等）	
公益信託事務の処理の方法に関する事項	同条第７号	③公益信託事務の処理に係る内部規程の制定、改廃手続き	
信託管理人の職務に関する事項	同条第８号	任意的記載事項…法令に反しない範囲で任意に定める事項。（定義、公示、信託の変更・終了等）	
信託事務年度（１年を超えないものに限る）	同条第９号		

③ 「必要的記載事項」は、法令に基づき定めなければならない事項、「相対的記載事項」は、当該行為や事項を行う予定がある場合に定めなければならない事項であり、必要的記載事項の定めがない信託行為は、適法な信託行為とは言えず、公益信託は不認可となる。（法[2]第4条第2項、規則第1条）。

④ 信託行為については、「契約」又は「遺言」と設定手法の違いはあるものの、記載事項については同じ規定が適用され、信託行為の方法による差分はない。

[1] 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 2 条第 1 号に定める「公益信託」をいう。

[2] 「法」＝公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）、「規則」＝公益信託に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 63 号）

２．　遺言による公益信託設定の特徴等について

① 遺言書作成の時点では受託者（予定者）及び信託財産が確定しないこと。

- 受託者は、委託者（遺言者）の死亡によって遺言の効力が発生し、遺言の内容等の定めを踏まえて決定し、当該者が「受託者となろうとする者」として遺言による公益信託認可の申請を行うこととなる。
- 委託者（遺言者）の生存中は遺言の撤回や内容の変更が可能であり、また、委託者（遺言者）の財産状況も変化するため、公益信託に拠出される財産は、委託者（遺言者）の死亡後に確定することとなる。

② 受託者となろうとする者が遺言で指定されても、指定された者は、委託者（遺言者）死亡時の状況（公益事務の内容や信託財産等）を踏まえて、公益信託の受託者に就任するか否かを選択できるため、必ずしも引受けるとは限らない。

③ 遺言書の作成時点から効力発生（委託者（遺言者）の死亡）時点まで相当の時間が経過することもあり、全ての項目を確定的に定めることが困難な場合がある。

④ 詳細な内容を確定させても、委託者（遺言者）の生存中における経済・社会環境の変化や遺言で指定した者の状況の変化等に起因して、遺言書に記載された内容では公益信託の認可を得られないこととなる場合も想定される。

⑤ この点については、公益信託認可等ガイドライン[3]においても、「実際には、必要事項の全てが遺言書に記載されていない場合や、公益信託制度の趣旨に反する事項が遺言書に記載されている場合も想定される。こうした場合に、直ちに公益信託を不認可とすることは適当ではないため、受託者は、遺言者の趣旨に反しないことについて遺言執行者の同意を得て、遺言書の内容を補足し、又は法令の趣旨に反することのないよう修正する内容を申請書に記載することができる。」としている。（第4章第1節第1の2）

⑥ 委託者（遺言者）に相続人がいる場合、相続税の申告期限（10か月）を踏まえた時期までに公益信託の設定の可否を明確にする必要がある。

３．　旧法[4]下における実務上の取扱いについて

旧法下では信託管理人が必置ではなく、また、信託行為の記載事項も詳細には定められていなかった。そのため、信託銀行における実務において、遺言にて公益信託を設定する場合の遺言書には、必要最低限の事項のみが記載され、遺言執行者が民法（明治29年法律第89号）第1012条[5]の権限に基づいて作成する「信託行為附属書」を用いて不足分を補完・補充する方法が採用されていた。

3 公益信託認可等ガイドライン（令和 7 年 12 月）

4 公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）

5 民法第 1012 条　遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

【旧法下における実務】

① 遺言書内の公益信託に関する記載事項例

A) 相続財産で公益信託を設定する旨

B) 信託財産とする財産の内容

C) 公益信託の趣旨・目的、受託者、公益事務、名称等

D) 許可されない場合等のセカンドシナリオ

② 遺言執行者が、遺言書及び民法 1012 条に基づく遺言執行者の権限にて、公益信託の設定に必要な条項等を補完・補充した「信託行為附属書」を作成し、遺言書と当該附属書を併せたものを「信託行為」として主務官庁に許可申請を行い、許可を受けていた。

４． 遺言による公益信託の設定を目的とする「信託行為」について

① 契約に基づく私益信託[6]では、「信託三大確定性（信託設定の意思、信託財産の範囲、受益者）」が信託成立の基本的要素として法的有効性を判断できるものと言われている。

② これを公益信託にあてはめると、1)公益信託設定の意思、2）信託財産の範囲、3）公益事務の内容[7]、との整理になると考えられ、「遺言書」に当該事項（以下、１）から３）までの内容を「絶対的記載事項」という。）が最低限明記され、遺言解釈によってその他の必要的記載事項が確定できることをもって、公益信託設定に係る信託行為の重要な基礎としての「遺言」（法4条1項・信託法3条2号）の有効性は認められ得るものと考えられる。
（逆に言えば「絶対的記載事項」の記載がない場合、当該遺言は公益信託の設定を目的とする有効な遺言であるとはいえず、信託行為の内容が法令に反し、当然に不認可となる。）

③ 公益信託の場合は、法定記載事項（「必要的記載事項」及び必要がある場合の「相対的記載事項」）が必要である。他方、遺言には上記に記載した特徴や事情があり、また、その執行はもっぱら遺言者の意図を踏まえて実現する必要があることから、遺言解釈の指針は、あくまで遺言者の意思の実現に向けて、遺言の合理的意思解釈が行われるべきものである。そして、遺言者の意図した法律効果を有する遺言内容の確定が行われることは、公益信託法及び信託法の趣旨に何ら反するものではなく、何より公益信託の設定を望んだ委託者（遺言者）の想いや意思に沿ったものであり、相続制度における遺言制度及び遺言の執行として問題となるものではない。

④ そこで、「遺言書」の記載された事項と法定記載事項の差分については、遺言執行者[8]が民法第1012条に基づき委託者（遺言者）の意思を実現する目的で作成する「信託行為附属書」にて補完・補充することとし、「遺言」による公益信託については、「遺言書」に「信託行為附属書」を付加した一体的なものを「信託行為」として取り扱うものとする。

５． 公益信託の設定を目的とする「遺言書」の記載事項について

6 「信託契約」のため意思能力を有する委託者と受託者が存していることが前提となる。

7 受益者の定めがない公益信託では、信託の利益を活用して実施される「公益事務」が受益者の代替になり得るものと考えられる。

8 遺言執行者の指定がない場合、相続人が不足分を補完・補充することが可能な場合もある。

① 前記1.のとおり、公益信託の「信託行為」の記載事項については、法令上「契約」と「遺言」との間で特段の差分を設けていないため、「必要的記載事項」及び「相対的記載事項」（必要な事項のみ）の全項目の記載を必要とする。

② しかし、前記4.のとおり、「遺言書」に「信託行為附属書」を付加した一体的なものを「信託行為」として取り扱うことから、「絶対的記載事項」以外の項目について、「信託行為附属書」による補足を前提に、「遺言書」にどこまで記載される必要があるかについて整理が必要となる。

③ この点については、「絶対的記載事項」以外の全ての項目を「信託行為附属書」で対応可能とするという考えもあり得るが、公益信託が、1）委託者（遺言者）が信頼できる受託者に財産を託し、受託者が委託者（遺言者）の「想い」に沿った公益活動を行う仕組みであること、2）委託者（遺言者）の意思を反映した信託行為が受託者を拘束することで公益信託のガバナンスの確保に寄与している面があることに鑑み、以下の項目については、「遺言書」への記載を必要とすることとし、その他の「必要的記載事項」については、簡易的・網羅的な記載や遺言執行者への（包括）委任的な記載（例：〇〇については／その他必要な事項については、遺言執行者が受託者と協議して別に定めることとする。）を容認することとする。

記載を求める事項	記載の概要等
受託者	特定の者の名称（氏名）等及び/又は当該者の「選定基準」や「推薦者」を記載する。
信託管理人	
公益信託の目的	公益事務の実行を通じて実現したい遺言者の想い等を記載する。
信託財産（金銭）の運用	詳細は「信託行為附属書」において補足するとしても、基本的な「方針」や「考え方」について委託者（遺言者）の意思を示す形で記載する。
信託管理人の職務	
公益信託報酬	公益信託報酬を予定している場合は、詳細は「信託行為附属書」において補足するとしても、基本的な「方針」や「考え方」については委託者（遺言者）の意思を示す形で記載する。

なお、記載事項が欠けている場合や不十分な場合には、適法な信託行為ではないとして当該公益信託を不認可とすることもあり得るものとする。

④ 「相対的記載事項」については、受託者の属性、公益事務の内容や信託財産の種類・規模によって定めを置く必要性が異なる可能性もあるため、委託者（遺言者）の意思のみならず受託者（予定者）の意向を踏まえた記載も可能とする。

⑤ 「ガイドライン要請事項」、「任意的記載事項」については、委託者（遺言者）の意思が明確な事項については、委託者（遺言者）の意思を反映させる形で記載する。

⑥ 遺言による公益信託の設定に係る「遺言書」の記載事項は、前記③～⑤を反映させたものとし（別紙「遺言書の記載例」参照）、「遺言書」に「信託行為附属書」を付加した一体的なものを「信託行為」として取り扱うものとする。

⑦ 本取扱いについては、「公益信託認可等ガイドライン」の改定の際に反映し、当該ガイドラインの運用開始時点から適用する（注）

（注）必要的記載事項等は、施行規則等に明記されており、法令の施行時（令和８年４月１

日）から適用することが、法律の原則に従った考え方であるが、法律施行後においても、具体的にどのような記載が必要であるかについて十分に整理し、周知徹底等が行われていなかったことを踏まえ、法の施行後の遺言についてもできる限り有効なものとして取り扱うこととしている。

（注２）このほか、必要的記載事項（絶対的記載事項を含む。）等の記載が明示されていない場合であっても、遺言書の記載内容、遺言者の状況その他の事情を考慮して問題がない場合には、遺言執行者の判断を踏まえ、遺言執行者の補充する信託行為附属書の記載を要件充足とみて、公益信託を認可することができるようにすべきとする考え方もあるが、遺言書に定めるべき事項が定められていない遺言書による公益信託を無制限に認めることは、法に基づく行政を逸脱し、法の安定的な運用を損なうことになりかねないと考えられる。

（注３）公正証書遺言の場合には、令和8年4月1日以降作成されたものについては、証書の明示の文言記載がより必要とされるものと解される。

６．　「遺言」に関する推奨事項その他

① 遺言による公益信託を円滑に実施する観点から、実務的に、以下の取り扱いを推奨する。

A) 遺言の内容を実現するために必要な一切の行為をする権限を有し、公益信託の設定に重要な役割を担う「遺言執行者」を指定する旨の記載。

B) （遺言者の死亡後●か月以内に）公益信託の設定が困難な場合のセカンドシナリオ（別の寄附先の指定等）の記載。

C) 遺言者の死亡後、速やかに公益信託の設定を開始できるよう委託者（遺言者）、遺言執行者、受託者（予定者）との間で信託行為の内容等について継続的かつ綿密な協議の実施。

②「信託行為附属書」方式を採用する場合の留意事項

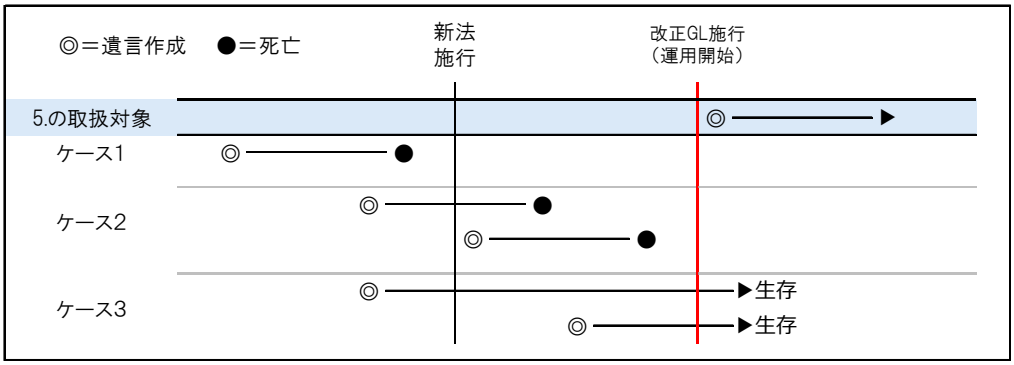
遺言執行者は、そもそも委託者（遺言者）の遺言内容を実現するために必要な一切の事務を行う者であり、遺言の内容の実現に関して委託者（遺言者）を代理する役割を担い、相続財産の管理処分権を行使することとなる。

そのため、遺言執行者と受託者は本来的には委託者と受託者という対峙的関係にあり、遺言執行者が公益信託の設定という遺言内容の実現に向けた事実上の委託者の役割を担っていることを鑑みれば、基本的には遺言執行者と受託者（予定者）とは別人格とする必要があるものと考えられる。

しかしながら、信託銀行の実務で行われている遺言執行者が受託者（予定者）を兼任する方式は、迅速に手続きを進める観点から有益な面も否定できないこともあり、金融庁の監督下において適正な業務運営態勢が構築されている信託銀行・信託会社については、(1)委託者（遺言者）の理解と同意があること、(2)遺言執行者と受託者（引受、公益信託事務の処理）との間における権限・組織の分離や第三者機関の関与など適正な利益相反態勢（例えば、公益信託の引受に係る権限を有する者が、遺言執行業務を遂行する組織や担当者等に遺言執行業務に係る命令・指示等を行えない態勢）が整備されていること、が確認できれば同一人格の法人が遺言執行者と受託者とを兼任することを直ちに否定することはしない運用とする。

７．　本取扱いの運用開始前に作成された遺言書の取扱い

遺言書記載事項と法定記載事項との差分の扱いについては、1）「絶対的記載事項」の遺言書への明記、2）遺言執行者の存在、を前提に以下のケースに応じた運営とする。



- ケース１については、遺言執行者が民法1012条の権限にて遺言と法定記載事項の差分を受託者と共同して補充・補完した「信託行為附属書」を作成し、遺言と当該附属書を併せた書類を公益信託法上の「信託行為」として取扱う。
- ケース２については、新公益信託法は施行されているが、遺言者が死亡して遺言の書き換えが不可能なことから、ケース１と同様の対応とする。
- ケース３については、委託者（遺言者）が遺言を書き換える場合、「5.の記載事項」の反映を推奨する。

（ケース３の別案）
上記は委託者（遺言者）の想いや意思をできる限り尊重して公益信託の成立と民間公益活動の推進を重視した案、以下は上記と比較して法令の規定をより厳格に適用した別案。
A案：　委託者（遺言者）が遺言を書き換える場合、「5.の記載事項」の反映を求める。
B案：　意思能力の喪失等合理的理由がない限り、委託者（遺言者）に「5.の記載事項」を反映するための遺言の書き換えを求める。
＊ケース3共通：遺言の書き換えがなかった場合、ケース1と同様の扱いとする。

以上

遺言書の記載例（「奨学金事業」の場合）

別紙

NO	根拠条項/内容		例文	備考
1	―	―	遺言者は、次のとおり公益信託を設定する。	公益信託を設定する旨の意思。
2	法４(2)	公益事務を行うことのみを目的とする旨		9番に含む。
3	同項①	公益信託の名称	－	14番に含む。
4	同項②	信託管理人となるべき者を指定する定め	本公益信託の信託管理人は、〇〇（住所：●●）とする。なお、〇〇が就任できない場合、信頼できる第三者機関である△△が推薦する者とする。（遺言執行者が指定する【弁護士】を信託管理人とする。）	信託管理人の指定に関する定め、個別の指名、選任基準等を明記。なお書き以下の部分のみの定めも可能。カッコ書きは遺言執行者と受託者が同一人格の場合は採用不可
5	同項③	帰属権利者となるべき者を指定する定め	－	14番に含む。
6	規則1①	委託者及び受託者の氏名及び住所	本公益信託の受託者は、〇〇（所在：●●）とする。なお、〇〇が就任できない場合、信託管理人が受託者を選任する。	委託者は遺言書の署名にて代替。
7	同条②	公益信託の目的	－	9番に含む。
8	同条③	公益事務を行う区域	－	9番に含む。
9	同条④	公益事務の内容	本公益信託は公益信託法に基づく特定資産公益信託として〇〇県及び〇〇県内の高等学校の生徒に対する奨学金の支給を行うことのみをもって、我が国の将来に寄与する人材の育成を目的とする。	2.公益事務を行うことのみ、7.公益信託の目的、8. 公益事務を行う区域、9.公益事務の内容を含む網羅的な記載。
10	同条⑤	信託財産の受入れ、運用、支出その他信託財産に関する事項	信託財産は金●●百万円の金銭とする。	信託財産の内容の定め。
			信託財産に属する金銭は、預貯金、合同運用信託、国債等の安定資産のみで運用する。	金銭の運用方針の定め。その他詳細な項目は14番に含む。
11	同条⑥	受託者の職務に関する事項	－	14番に含む。
12	同条⑦	公益信託事務の処理の方法に関する事項	－	14番に含む。
13	同条⑧	信託管理人の職務に関する事項	本公益信託の信託管理人は信託法及び公益信託法に定める権限並びに公益信託の適正な運営に必要な権限を行使する。	信託管理人の職務に関する定め。詳細な項目は14番に含む。
14	同条⑨	信託事務年度（１年を超えない）	公益信託の信託行為に定める必要がある以下の事項について、遺言執行者が受託者と協議のうえ「信託行為附属書」を用いて別途補完的に定める。 1.　公益信託の名称	その他の必要的記載事項及び遺言書10.13.の簡易的な記載について、遺言執行者が受託者と協議のうえ必要な事項を別途補完的に定める旨の定め。

			2. 帰属権利者となるべき者 3. 信託財産の受入れ、運用、支出に関する事項 4. 受託者の職務に関する事項 5. 公益信託事務の処理の方法に関する事項 6. 信託管理人の職務に関する事項 7. 信託事務年度 8. その他本公益信託の公益信託事務の適正な処理に必要な事項	なお、8.については、必要的記載事項の補完のみならず相対的記載事項や任意的記載事項等の補完・補充を含む。
15	同条⑮	公益信託報酬に関する事項	本公益信託の受託者に対する信託報酬は、公益信託事務の委託に要する費用と合算して年間事業費の●●%を上限とする。	相対的記載事項として受託者に対する公益信託報酬に係る方針等の定め。なお、必要あれば信託管理人に対する公益信託報酬に係る方針等の定めも可能。
16	―	その他委託者（遺言者）の意思や想いが明確な事項	委託者（遺言者）の意思や想いを記載	相対的記載事項、任意的記載事項、ガイドライン要請事項等について委託者の意思が明確なものの定め。

（注）法第4条第2項第１号＝法4(2)①　黒字＝必要的記載事項、青字＝相対的記載事項